

## 資源ごみの分別リサイクルに関する陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第 125 号

受理年月日 平成30年11月 6日

付託年月日 平成30年11月30日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 江戸川区内においては資源ごみの回収が行われているが、毎週回収当日の早朝午前4時頃になると、高価値の缶ごみや古紙を中心にした持ち去りが多発しており、それに伴い持ち去り者による騒音が朝から回収の時間までずっと続いている。小松川警察署に届け出たものの、捨てたものはその時点で所有権が誰のものでもないものとなるため、江戸川区側が条例を作成し動かなければ現行の法律では対処ができない、とのことだった。

現状、江戸川区ホームページによれば、資源回収車が午前8時よりも前に巡回し持ち去りを防止している、となっているが、この手法では持ち去り対策に限界があり、早朝の騒音による付近住民のノイローゼや、有価物の適切なルートによる効率的な回収により、区財政へリサイクル資源が寄与するという観点から顧みても、地域として対策が必要な問題と考える。

例示として、東京都世田谷区では「世田谷区清掃・リサイクル条例」の条例を作って指定事業者以外の持ち去りを防止している。江戸川区でもこのような条例を作り、指定事業者以外による無秩序な回収を制限し、資源の適切なリサイクルをすることにより、より住みやすいまちづくりをすべきではないだろうか。

つきましては、貴議会において、条例を定め適切なごみリサイクルを推進するよう、下記のとおり陳情いたします。

### 記

- 1 資源ごみの無秩序な回収による騒音を防止し、より住みよいまちをつくること。
- 2 有価廃棄物の適切な回収をすることにより、より効率的なリサイクルを進めること。
- 3 上記1、2を達成するため、区において条例を作成し区民の生活水準を向上させること。